

生活保護「親族扶養が要件」は誤り

厚労省が「是正」文書

小池議員の追及受け

生活保護を申請した人の親族に対して各地の自治体が、親族の援助が保護受給の要件であるかのように書いた書類を送りつけて申請をしめ出している問題で、厚生労働省は8日、「扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現となっていた」と認め、「可及的速やかに改善を図る」よう求める事務連絡を全国の自治体に出しました。日本共産党の小池晃参院議員が7日の厚生労働委員会で親族への不当な調査強化について「受給権を侵害するものだ」と追及していました。

事務連絡
平成26年11月8日

都道府県
各 指定都市 民生主管部生活保護担当課係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保課保課係長

生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を判断するために使用する扶養照会書等について

平素は生活保護行政の推進にあたりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。根拠については、「生活保護法施行細則等について（平成12年9月31日附871号）」（以下「局長通知」という。）の別紙「生活保護法施行細則規定する様式第22号に準じて、各地方自治体において、照会される扶養義務者に対する扶養照会書等の様式（以下「照会書」という。）について、今般、一部の地方自治体で使用されている扶養照会書等において、照会される扶養義務者に対して、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現が使用されていることが判明いたしました。速やかに扶養照会書等について確認し、必要事項が使用されていることが判明した場合は、速やかに事務局への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

今般、一部の地方自治体で使用されている扶養照会書等において、照会される扶養義務者に対して、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現が使用されていることが判明いたしました。速やかに扶養照会書等について確認し、必要事項が使用されていることが判明した場合は、速やかに事務局への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

厚労省が8日、全国の自治体に出した事務連絡文書

「門前払い」など、生活

小池氏がとりあげたのは、生活保護申請者の親族（親子や兄弟姉妹）に対して収入や資産、負債、健康保険の加入状況などを報告するよう求める自治体の調査書（扶養照会書）。調査書

法改悪きっぱりやめよ

小池晃参院議員の話 憲法に保障された生活保護の受給権を侵害するような文書を改めるのは当然のことであり、申請を締め出す「水際作戦」を批判する世論と運動を無視できなくなりました。

には、保護にあたっては「扶養義務者の扶養（援助）を優先的に受けることが前提」（長野市）などと生活保護法に反する記述までありました。

7日の質疑で小池氏に対し、田村憲久厚労相は「親族の扶養は保護の前提ではない。きちんと指導する」と答弁していました。

自治体への事務連絡で厚生労働省は、扶養義務者の扶養が保護の「要件である」と「誤認」される表現を改めるよう要請。「保護のしおり」などについてもチェックするよう求めています。

保護法の改悪を先取りした動きは直ちに改めるべきです。親族に対する調査を強化し、「水際作戦」を合法化する生活保護法の改悪はきっぱりやめよと訴えています。